

## 親子の心の診療における産科・精神科連携体制の提案 に関する研究

### 「特別養子縁組の養親における子育て支援に関する研究」

研究分担者 川名 敬（日本大学医学部産婦人科学分野）

研究協力者 鮫島 浩二（さめじまボンディングクリニック）

#### 研究要旨

特別養子縁組は、養育困難な生母にとって有効な手段であり、また児童虐待を未然に防止するための支援でもある。そこで、平成 29 年 4 月からは養子縁組里親制度が法定化され、児童相談所の業務の 1 つとなった。昨年度は特別養子縁組の養父母から見た親子支援についての問題を明らかにしたが、本年度は、特別養子縁組の相談を行ってきた生母（出産した母親）の抱える問題点を実態調査によって明らかにした。生母、特に若年出産の生母では、子を養親に託した後、出産前の元の生活の場へスムーズに戻る事が課題となっていた。また、多くの生母は家族からの支えを必要としており、何らかの事情で家族の支えが得られない場合は家族に代わる支援システムが求められる。特別養子縁組を推進するためには、生母に対する支援体制の構築が急務である。

#### A. 研究目的

児童虐待防止のための対策として、特定妊婦、社会的ハイリスク妊婦の出産後の支援の 1 つとして特別養子縁組は有効な選択肢の 1 つである。この段階では、産婦人科医を中心とした行政、福祉との連携が重要であり、産婦人科医のかかわりは大きい。

特別養子縁組制度は 1988 年に制定された制度で、児童福祉のための適切な環境に置かれない乳幼児が別の家庭で養育を受ける制度である。普通養子縁組と異なり、目的はこどもの福祉である。養親は結婚している必要があり、養子の年齢は 6 歳未満と定められている。また、実親との関係は終了することから、児童虐待防止のための 1 つの対策としても注目されている。近年、虐待死をはじめとする児童虐待が社会問題となっており、いわゆる社会的ハイリスク妊婦、特定妊婦等から生まれる乳幼児の

中には、虐待防止の出口対策として特別養子縁組を行うことによって、こどものみならず、実母も虐待の被疑者になることから免れるという恩恵を受けられる。

一方で、近年の晩婚化によって、生殖補助医療を駆使しても、夫婦が実のこどもを授からないケースが少なくない。生殖補助医療が不成功に終わった夫婦にとって特別養子縁組は実子を得る機会となる。

厚労省の調べでは、里親等でこどもを委託した率は、平成 18 年は 9.5%であったが、平成 28 年には 18.3%と倍増している。日本で里親制度が根付き始めていることが窺える。（ただし、地域格差は大きく、少ない自治体では 8%、多い自治体では 50%と 10 倍近い開きがある。）

そこで、特別養子縁組が増加している日本の現状に則した育児支援体制を構築する必要がある。その体制において、養子となった子どもと養親の関係と、出産した生母のこころの発達

の実態を把握することをめざす。

これまでに、研究協力者であるさめじまボンディングクリニック院長鮫島浩二先生のもと、全国の産婦人科医から成る「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、あんさん協）」のご協力をえて、養父母へのアンケート調査を実施してきた。

養子のこころの発達という観点からは、この研究は長期的な追跡が必要であるが、養子となった子どもの人間形成やこころの発達に養子縁組が影響をもたらすとの報告もあるが、これまでの国内の研究は、壮年期になってからの真実告知を行われたケースが多い。

近年、真実告知を幼少期に行うことが推奨されているが、養子はまだ壮年期に達していないため、こころの発達についての検討は少ない。

本年度は、情報が限られている中で養親が子どものこころの発達をどのように理解し、対応していこうとしているかを調査したい。

## B. 研究方法

特別養子縁組を積極的に行っているさまじまボンディングクリニック院長の鮫島浩二先生が研究協力者として参画する。さめじまボンディングクリニックを中心とする全国の産婦人科医から成る「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、あんさん協）」を介して特別養子縁組を行った養父母を対象として、実態調査を行う。調査方法は、無記名アンケートとして、あんさん協のメンバー（19施設）の協力を得て実態調査を行う計画である。本研究は、日本大学医学部研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

2013-2018年の5年間であんさん協に相談してきたで妊婦を対象とした。研究協力者の鮫島浩二先生のもとで、あんさん協に相談してきた

生母の背景を調べ、生母自身へのアンケート調査を実施した。アンケート調査は、あんさん協メンバーの各診療所で実施され、その結果を解析した。

### （倫理面への配慮）

実態把握のためのアンケート調査は、すべて無記名アンケートとし、医学部研究倫理委員会の承認のもと、倫理的な配慮、個人情報保護を十分に確認してうえで実施される。

## C. 研究結果

あんさん協への相談研究は、5年間で147件であった。そのうち、59例（40.1%）が未成年であった。59例の未成年生母のうち、19例（32.2%）は自分で養育することを決意していた。

特別養子縁組を選択した生母66例のうち47例、自分で養育を選択した生母43例のうち27例がアンケート調査（電話による）に回答された。それぞれ回答率は71%、62%であった。

養子縁組を選択した生母32例の出産後追跡では、元の大学・高校・中学に復帰したのは4例（12.5%）のみであった。別の学校に編入・進学したのが6例（18.8%）であった。一番多かったのは、パート・バイト11例（33%）であった。就職したのが9例であった。元の学校に復帰した生母が少ないことが特徴と言える。自主退学に追い込まれたケースもあった。

養子縁組の制度を使ったことについて、後悔している生母はいなかった。自主性を重んじて選択をさせるあんさん協の手法の結果と考えられた。

妊娠、出産に際して、こころの支えとなった人を質問したところ、回答を得た19例中、15例は家族（身内）（約80%）と回答しており、

パートナーと回答したのは1例のみであった。パートナーより家族の存在がこころの支柱となっていた。

生母全体への質問として、精神的辛さ、葛藤を乗り越えるために必要なこととして、学校復帰、社会復帰など、社会との交流が重要であることが窺えた。

## D. 考察

・今回の対象者は、特別養子縁組を選択した生母も、養育実母となった生母も、全員が“後悔しない”と回答された（ただし、未回答者は含まれていないためバイアスはある）。

・特別養子縁組を推進していくにあたり、生母の自主性を重んじることで、適切な方向が得られたと考えられる。

・中高生の生母では、子を養親に託した後、出産前の元の生活の場へスムーズに戻れる事が、喪失感・トラウマを乗り越えるために必要な要素である。

・多くの生母が家族の支えを必要としている。何らかの事情で家族の支えが得られない生母の場合においては、家族にかわる支援システムが必要であろう。

・高校生妊娠では妊娠発覚後、自主退学に追い込まれるケースに遭遇することがある。本人に就学の強い意志がある場合においては、母子保護の視点から母子に優しい教育支援体制を構築が望ましい。

・里親制度の普及が進むにつれ増加が予想される生母（養育実母になった生母を含）の支援マニュアル等が必要であろう

## E. 結論

特別養子縁組は、未然に養育不安による生母の精神疾患、自殺、もしくは児童虐待を防止するための対策として、有用性であると考えられる。しかし、そのためには、生母が自分での養育か、養子縁組かを選択するための環境を、産科施設、行政（児童相談所）が連携して提供する必要がある。また、未成年等の生母の産後の“こころのケア”は、保健所のみならず、学校関係者への理解が重要である。

社会としては、生母の学校復帰、社会復帰の支援体制を整えることが急務である。

そのためにも、里親制度、特別養子縁組の啓発、周知が一層必要であると考えられた。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

無し

### 2. 学会発表

無し

## G. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む）

### 1. 特許取得

無し

### 2. 実用新案登録

無し

### 3. その他

特に無し